

綾瀬市地域公共交通運賃協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、綾瀬市地域公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等の事項。
- (2) その他必要と認める事項。

(組織の構成員)

第3条 運賃協議会は、別表に掲げる者により組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。任期期間中の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 運賃協議会に会長を置き、綾瀬市長又はその指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、運賃協議会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第6条 運賃協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運賃協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により運賃協議会に出席できない場合は、あらかじめ選任し、会長に届け出た代理人にその職務を行わせることができる。
- 4 運賃協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

- 5 前4項の規定に関わらず、会長は必要があると認めるときは、書面により運賃協議会を開催することができる。この場合における前項の「出席した委員」とあるのは「委員」とする。
- 6 運賃協議会は原則として、公開とする。ただし、会長が会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められる場合は、非公開とすることができる。
- 7 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 運賃協議会において協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 運賃協議会の庶務は、運賃協議会主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員
綾瀬市長又はその指名する者
運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
関東運輸局長又はその指名する者
関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者
その他市長が必要と認める者